

令和2年度



# 佐賀県薬剤師会 新・薬剤師奨学金制度

令和2年11月8日(日)13:00～15:00

一般社団法人 佐賀県薬剤師会  
マッチングセミナー説明会 資料

詳細については、県薬ホームページをご覧ください。



# 奨学金制度イメージ

【佐賀県薬剤師会が創設する奨学金制度】

県  
5万円  
※月額

補助  
➔

県薬剤師会  
月額10万円（県＋指定薬局）

↑ 原資  
5万円

指定薬局  
5万円※月額  
＜2年分 120万円負担＞

貸与(10万円)  
➔

➔

返還免除※

卒後、貸与期間の1.5倍の期間、指定薬局で薬剤師として従事した場合

学生の状況把握  
➔

➔

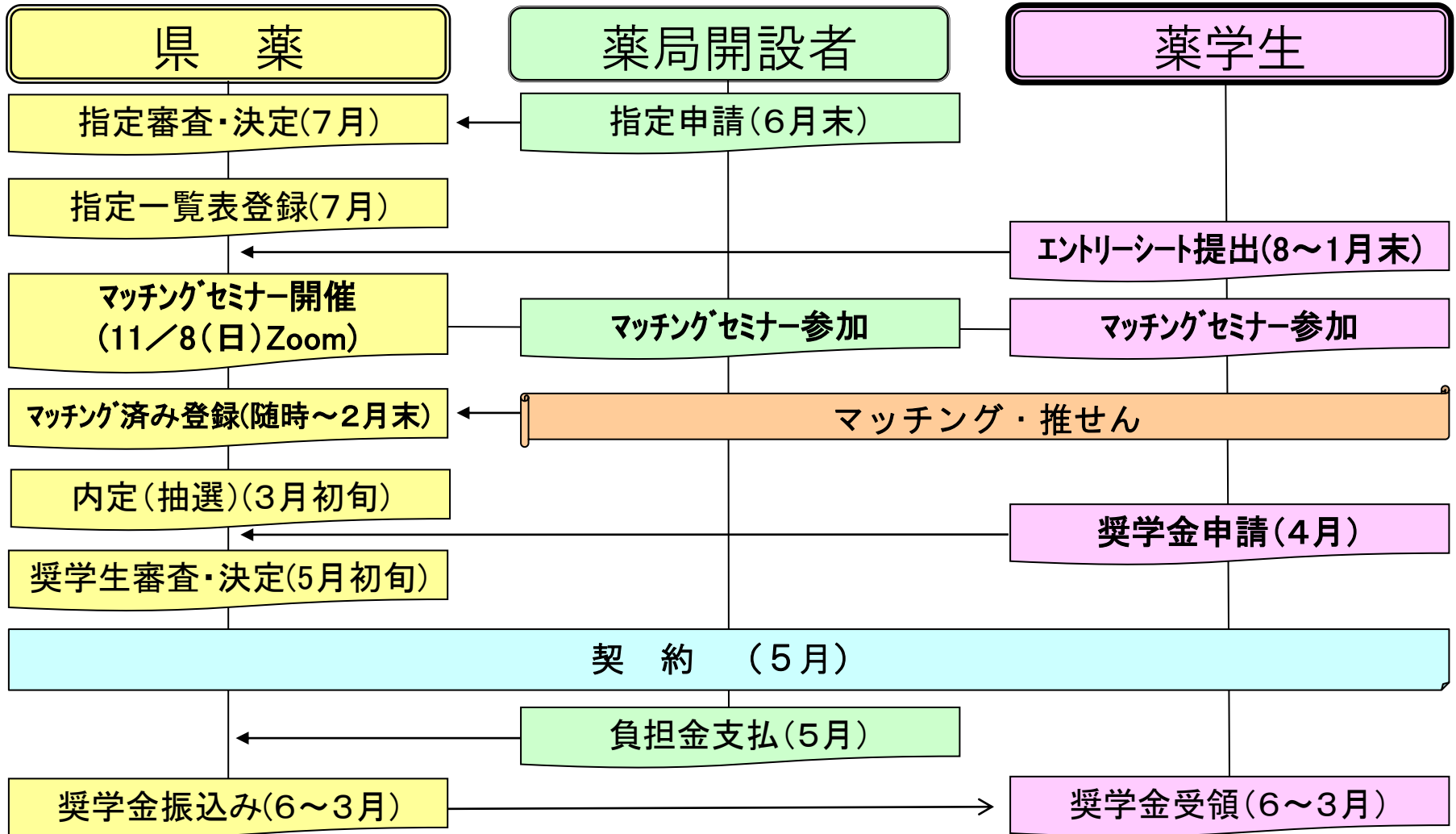
➔ 指定薬局へ報告

薬学生  
＜5年生以上＞  
大学院生  
＜卒前2年間＞  
※2年間貸与の場合計240万円

※ 奨学金の返還が必要となる場合  
・ 指定薬局に就職しなかった場合  
・ 大学卒業後1年6カ月以内に薬剤師免許取得ができなかった場合 等  
・ 返還額…貸与額（2年間で240万円）

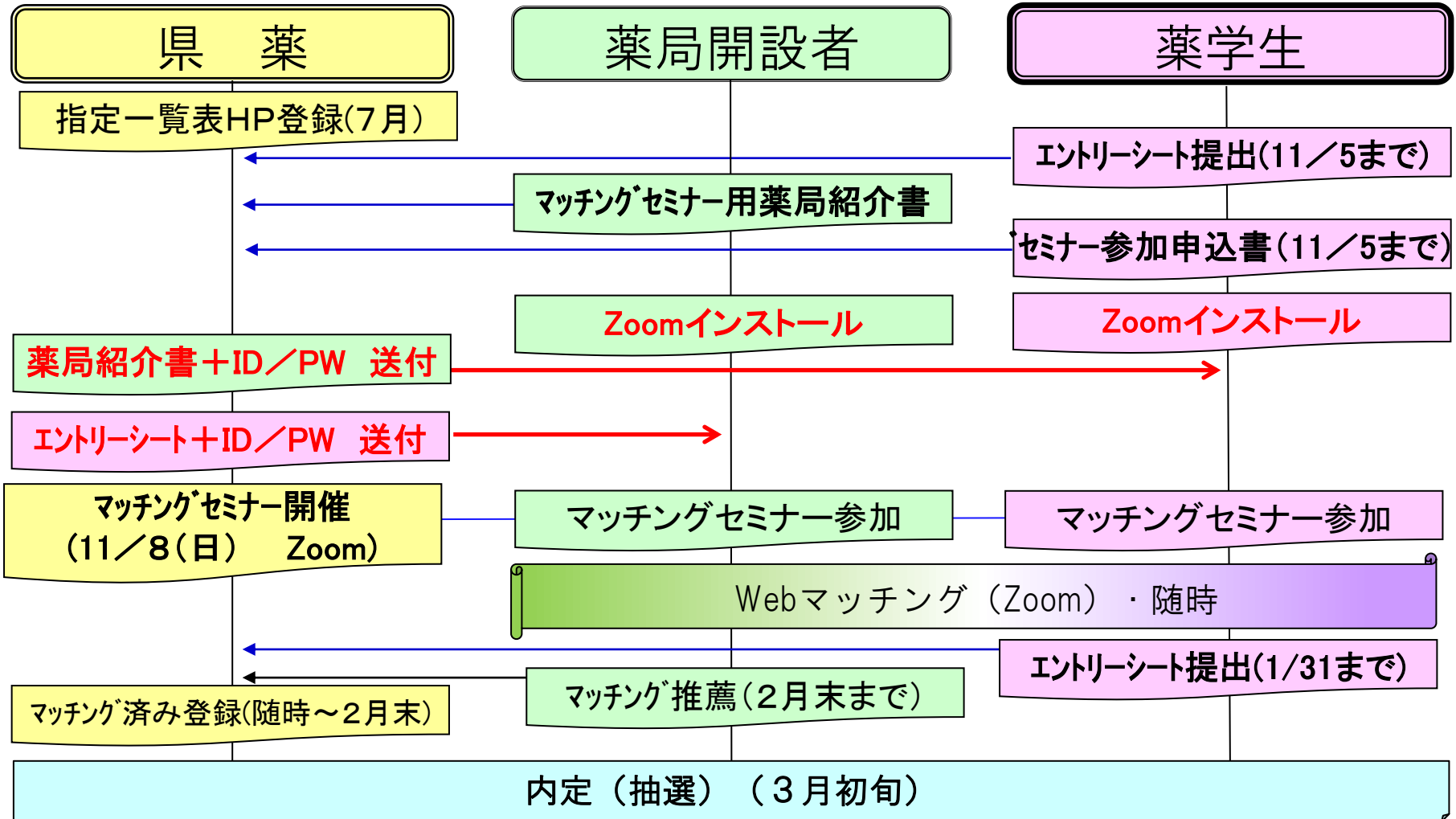


# 奨学金制度フロー（全体の流れ）





# マッチングのフロー



※ エントリーシート ⇒ 第1回締切:11/5 第2回締切:翌年1/31



# 申込みから契約までの流れ①

## ●エントリーシートの提出(奨学金申込み)

- ◆エントリーシートを佐賀県薬剤師会にお送りください
- ◆様式は、佐賀県薬剤師会のHPからダウンロードできます
- ◆メールでも申込みできますが、写真については画像を取り込むか、後日、郵送するなどして、必ず貼付するようにしてください

**第1回目提出期限：令和2年11月5日(木)まで**

**※第1回目提出者は、マッチングセミナーに参加できます。**

**第2回目提出期限：令和3年1月31日(日)まで**

- ※ エントリーの取り消しについては、事務局にお尋ねください  
エントリーシートの提出(申込み)

<http://www.sagayaku.or.jp/>



## 申込みから契約までの流れ②

### ●指定薬局等の選択(マッチングの開始)

- ◆「佐賀県薬剤師会**指定薬局等一覧**」により、将来の勤務地も考慮し、**薬局を選択**してください
- ◆詳しいこと知りたい場合は、学生から薬局へ直接問合せすることもできます
- ◆なお、指定薬局から学生に連絡をとることはマッチングセミナー終了日まで禁止しています



# マッチングセミナー①

## ●マッチングセミナーへの参加

- ◆ セミナーへ参加しようとする薬学生等は自分のPCに Zoomをインストールしておいてください
- ◆ 11月5日(木)までにエントリーシート及びセミナー参加申込書の提出が必要
- ◆ 薬学生等にZOOMによるセミナー参加のための ID/PWを 事前に送付
- ◆ 11月8日(日)13時～15時 Web(Zoom)セミナー開催  
※詳しいこと知りたい場合は、事務局にお尋ねください
- ◆ なお、指定薬局から学生に連絡をとることはマッチングセミナー終了日まで禁止しています



## マッチングセミナー②

### ●マッチングセミナーに参加

◆セミナーでは、奨学金制度の説明と直接指定薬局から話を聞くことができます

※今年度は、ZoomによるWebセミナーになりますので  
詳細は県薬HPをご覧ください

#### 【佐賀県薬剤師会会場】

と き: **令和2年11月8日(日)** 13時～15時

内 容: ①新・奨学金制度の説明  
②各指定薬局の個別PR

※薬局と薬学生等との個別面談は双方合意のもとで  
ZoomのWeb面談となります

◆セミナー参加申込書の提出は、令和2年11月5日(木)  
まで





## 申込みから契約までの流れ③

### ●マッチングの方法

- ◆ マッチングセミナー終了後、学生と指定薬局等の双方でZOOMによるWeb面談を実施
- ◆ ZOOMによる面談に日時は双方で相談
- ◆ 学生と指定薬局等の双方でマッチングが成立し、翌4月になったら、必要書類を添付して「**薬剤師奨学金貸与申請**」を提出
- ◆ 奨学金貸与申請は 令和3年4月30日(金)まで  
(期限厳守)



## 申込みから契約までの流れ④

### ●マッチングの成立

- ◆学生と指定薬局等の双方でマッチングが成立し、翌4月になったら、必要書類を添付して「**薬剤師奨学金貸与申請**」を提出してください
- ◆奨学金貸与申請は**令和3年4月30日(金)**まで**(期限厳守)**



## 申込みから契約までの流れ④

### ●奨学金貸与に係る三者契約

- ◆佐賀県薬剤師会、指定薬局開設者と学生のアなたとの間で、**奨学金貸与の契約**を行います。**(5月31日締め切り)**
- ◆その際には、**連帯保証人2名**を立てていただきます



# 目的

- 薬局・薬剤師にも服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく**薬学的管理の推進**、**地域住民の健康づくり**、**セルフメディケーション推進**の担い手となることが求められており、更には高齢化の進展に伴い**地域包括ケアシステムへの構築**が進められ、医療・介護・予防・生活支援・住まいなどの諸問題に対応すべく薬剤師の参加も必須となってきているが、これらに対応するために必要な薬剤師が不足している現状にある
- そこで、佐賀県薬剤師会では、「**新・佐賀県薬剤師会薬剤師奨学金制度**」を創設し、ふるさと佐賀で地域医療を担う薬剤師を確保するために大学の薬学部<sup>1</sup>に修学している**5年生・6年生並びに卒業前2年以内の大学院生**及び**薬剤師免許を取得している大学院生**の学生に奨学金を貸与し、薬剤師免許取得後、一定期間県内薬局に勤務すれば奨学金の返還を免除する規定を設け、県内薬局での就業を推進し、地域医療体制の充実を図る



# 奨学金貸与の条件

## ■ 奨学金対象者

①次に掲げるア又はイのいずれかの薬学生等であって、正規の修学の最短コースで薬剤師国家試験受験資格が得られる者

ア 6年制大学薬学部の5年生又は6年生

イ 4年制大学薬学部を卒業し、かつ、大学院で薬学の修士若しくは博士の課程を修学する 大学院生又は修士の課程を卒業した者であって、薬剤師国家試験受験資格が得られる年度の直近1年又は2年の期間の者

②薬剤師免許を取得している大学院生で卒業年度の直近1年若しくは2年の期間の者

③原則として、親等が県内在住(予定数に満たない場合は県外も可)

④大学卒業後、薬剤師として県内の薬局に勤務を希望する薬学生

⑤成績優秀であって、大学の推薦を受けた者

## ■ 他の奨学金との重複貸与

・本制度の奨学金以外で、奨学金貸与の条件が薬剤師として指定する勤務先へ就業が義務付けられている奨学金については、原則として重複貸与は不可

・日本学生支援機構等の公的奨学金は、重複貸与は可



# 貸与希望薬学生への説明・相談

- 薬学生からのアプローチ
  - ・貸与希望薬学生は、指定薬局開設者に随時説明をもとめ、相談できる
  - ・指定薬局開設者は、貸与希望薬学生から説明又は相談を求められたときは、これに応じなければならない
- 逆に、指定薬局開設者からの貸与希望薬学生へのアプローチは、マッチングセミナー終了後でなければならない(マッチングセミナー終了後に解禁)



## 奨学生の推薦

- **指定薬局開設者は、資料・面談等により奨学生としての適格性に問題なく、奨学生としてふさわしいと判断したときは推薦**
- **指定薬局1軒につき複数名も可** (順位を明記)
- **指定薬局開設者からの推薦により薬学生に確認後マッチング済みとして登録** (内定)  
(2月末締め切り)



# 奨学生の選定①

- 奨学生の選定(内定)は、2月末までに推薦があったもののうちから選定(内定)する。  
ただし、**予定数に満たない場合は追加募集し、3月末までに選定(内定)することができる。**
- 奨学生の選定(内定)は、次の順に従って実施し、それぞれの段階で推薦者数が**予定数を超える場合は、その都度抽選**とする。  
なお、抽選については、貸与希望**薬学生等自身、親等**又は**薬局開設者**のいずれかによる抽選とする。

(次ページへ続く)





## 奨学生の選定②

### ◆抽選の方法

- ① **原則として、親等が県内に在住している者とする**  
ただし、予定数を超える場合は、次の順に従って選定(内定)
  - ア 1つの指定薬局開設者当り1名
  - イ 1つの指定薬局当り1名
  - ウ イでも予定数に満たない場合は1つの指定薬局当り2人目
  - エ その後はウの3人目以降を順次繰り返す
  
- ② ①による奨学生の選定(内定)数が予定数に満たない場合は、  
**①以外の者(=県外の者)**の中から①のただし書きの順に従って選定(内定)



# 奨学金の申請

- 指定薬局開設者から奨学生として推薦を受けた貸与希望薬学生は、4月末日までに「薬剤師奨学金貸与申請書」により申請
- 添付書類
  - ①親等が県内在住の場合は住民票(一人で良い)
  - ②在学証明書(学年を記載したもの)
  - ③大学／からの推薦書
  - ④成績証明書(大学1～4年生／4年制全部＋大学院前年の分)
  - ⑤薬剤師免許取得者は免許証の写し(①②不要／③④必要)
- 4月末日までに申請がない場合は、辞退したものとみなす



# 奨学生の決定

- **審査会**は、貸与申請書を審査し、要件に適合している場合は、奨学金の**貸与を決定**
- 奨学金の貸与は、**原則として2年間**
- 適合する者が**予定数を超える場合は抽選**
- 奨学金の貸与を決定されたときは、薬学生に「**薬剤師奨学金貸与決定通知書**」により通知
- 当該学生の推薦を行った指定薬局開設者にも同様の連絡
- **不合格も通知**



# 奨学金貸与契約

## ■ 薬剤師奨学金貸与契約書

- ・薬剤師会長・奨学生・奨学金決定薬局開設者  
＋連帯保証人(2人)
- ・5月末日までに締結

## ■ 継続して奨学金を受ける2年目については、在学証明書(学年を記載したもの)で、6年生に進級の確認

## ■ 連帯保証人

①2名の連帯保証人

②1名は親等、残り1名は3親等以内の親族

③連帯保証人(2名)は、印鑑証明書を提出

- 提出期限までに契約の締結がない場合は、奨学金の貸与を希望しないものとみなす



# 奨学金の貸与

- 奨学金の貸与
  - ① **貸与金額** 毎月10万円(年120万円)
  - ② **貸与時期**
    - ・4～6月分までは6月初旬
    - ・7月分以降は毎月初旬
- 奨学金は金融機関に振り込み
- 貸与の取消し
  - ・奨学生が本要領の規定に違反し、又は虚偽の申請等をしたときは、奨学金審査会の議を経て取消し
  - ・取消しを受けた者は、取消し以後は参加は不可



# 奨学金の廃止

- **奨学金の貸与の廃止**  
奨学生が次の各号に該当するときは、奨学金審査会の議を経て奨学金の貸与を廃止
  - ① 前学年から進級できなかったとき(留年)
  - ② 休学したとき
  - ③ 停学処分を受けたとき
  - ④ 退学したとき
  - ⑤ 奨学金貸与辞退の申し出があったとき
  - ⑥ その他奨学金貸与がふさわしくないなどの事由に該当するとき
- 奨学金の貸与を廃止したときは奨学生に対してその旨通知
- ②の休学については、その期間が1年未満であって復学した場合は奨学金の貸与を再開



# 奨学金の返還

## ■ 奨学金の返還等

返還が生じた場合は、奨学金審査会の審議を経て「**奨学金返還通知書**」により奨学生・奨学金決定薬局開設者に**通知**

■ 奨学生は、返還の通知を受けた日から**1か月以内**に、通知された返還額を返還

■ 奨学生の状況を踏まえ、奨学金審査会の審議を得て、奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間内で半年賦／月賦により返還 繰り上げ返還も可



# 全額返還

## ■ 全額返還

- ア 薬剤師免許取得後、奨学金決定薬局に勤務しなかったとき
- イ 正規の修学期間から1年半を加える期間内に薬剤師免許を取得できなかったとき(ウを除く。)
- ウ 留年
- エ 休学
- オ 停学処分
- カ 退学
- キ 奨学金貸与の取消し
- ク その他特別の事由





# 一部返還

## ■ 一部返還

奨学生が薬剤師免許取得後、奨学金決定薬局に奨学金貸与期間の**1.5倍**に相当する期間以上勤務しなかったとき

## ■ 返還金額

1年間又は2年間貸付を受けた金額に18月又は36月から勤務した月を差引いた月数を18月又は36月で除した割合(月割り)相当金額(円未満は切捨て)



# 返還の免除①

## ■ 奨学金の返還の免除

次に掲げる事項に該当する場合には、奨学金制度審査会の審議を経て奨学金の返還を免除

### ① 全額免除

ア 薬剤師免許取得後、奨学金決定薬局に奨学金貸与期間の1.5倍に相当する期間を奨学金決定薬局開設者が定める就業規定による業務に従事したとき

- ・奨学金を2年間受領した奨学生は3年以上
- ・奨学金を1年間受領した奨学生は1年半以上

イ 奨学生が修学中に死亡、心身の故障その他やむを得ない理由により返還額を返還することができなくなったとき



## 返還の免除②

### ②一部免除

奨学生が、薬局の勤務期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは、一部返還に相当する金額を免除

- その他特別の事由があるときは、奨学金制度審査会の審議を経て返還金の全部又は一部を免除
- 返還免除が確定したときは、奨学金を得て勤務した薬剤師又は奨学生並びに奨学金決定薬局開設者に対し返還免除となった旨通知



# 返還の猶予

## ■ 奨学金の返還の猶予

奨学金貸与終了又は廃止後、1年半以内に薬剤師国家試験を受験できる可能性がある場合は、奨学金の返還を猶予

■ 休学の場合は、やむを得ない事由などがあれば奨学金審査会の審議を経て返還の期日を猶予

■ 猶予した場合は、奨学生に対しその旨通知

おわりに

ご清聴 ありがとうございます！！